

返子市福祉会館条例の一部改正案に対するパブリックコメント 実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただいたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので公表します。

1. 意見募集期間 平成 28 年 9 月 21 日（水）から平成 28 年 10 月 21 日（金）まで

2. 意見の数 3 件

3. 意見提出人数 3 人

4. 意見内容の概要

対応区分	件数
利用時間の区分に関するもの	1 件
ボランティア活動に係る受益者負担に関するもの	1 件
その他	1 件

5. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	1 件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1 件
▲	意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1 件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	
合 計		3 件

6. 意見の内容と市の対応

意見概要	整理 番号	意見内容	意見数	採択	採否の理由等
利用時間の 区分につい て	1	福祉団体が有料になる事はやむを得ない。ただ、1区分が2時間となり、片付けて次の利用者に引き渡すためには時間が大変短い。そのため2区分を利用	1 件	■	利用時間の区分につきましては、一日8時間の開館時間内を4区分とし、2時間の利用を1区分とさせていただきます。2時間を超える利用の場合は、必要な区分数を予めお申し込みいただくこととなります

		すれば良いのだろうが、予約できない場合が心配。			が、一日の区分数に加え、貸出対象となる部屋数が増加いたしますので、他団体等の申し込み状況等によりご検討くださいますようお願いいたします。
ボランティア活動に係る受益者負担について	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動しているものが受益者とは考え難い。 ・むしろ市民参加によって財政改善に貢献していると考えたい。 ・ボランティア活動への料金設定は市民の参加意識のマイナスの影響。 ・もっと市民参加意欲を高める所号が必要。協働体作りが進めば生き活きとした街づくりに進展していくと思う。 ・以上から、純粋なボランティア活動に施設利用の料金設定は似合わない、横並びの適正化には反対。財政健全化には市民の参加が大切。 	1件	▲	<p>本市の公共施設における減免運用の見直しは、逗子市行財政改革基本方針における「受益者負担の適正化」に基づき行っております。</p> <p>行政が提供する公共サービスは、広く市民の税等により賄うことが原則であります。サービスにより利益を受ける者が特定されるものについては、サービスを受ける者と受けない者との不公平が生じることから、サービスにより利益を受ける特定の者に、受益の範囲内で、使用料を負担していただくことを基本的な考え方としています。</p> <p>そのような中、福祉会館に関しては、市民の福祉の増進と福祉活動の育成発展を図ることを設置目的としていることから、市内の社会福祉事業に関係する団体等が福祉活動のために使用する場合については5割減免とさせていただくものです。</p> <p>なお、社会参加・市民活動ポイント券Zenを利用料金の一部又は全部として使用することができますので、利用をご検討ください。</p>
その他	3	<p>有償化に賛成。次のことを留意。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 開館日と閉館日の明記要 ② 飲食物類の持ち込みと飲食の可否は？ ③ 備品の破損等の弁償 	1件	□	<p>①③につきましては、既に素案に規定させていただきました。</p> <p>②につきましては、指定管理者と協議し運用を検討するとともに、利用者の皆さまへ周知してまいります。</p> <p>④につきましては、利用者の皆さま</p>

		<p>明記</p> <p>④ 他の部屋への迷惑になる騒音や大きな音響への注意</p> <p>⑤ 緊急時の伝達に係る聴覚障害者団体への配慮（液晶表示によるお知らせ、テレビ画像の設置）</p>		<p>まが気持ちよくご利用いただけるよう、指定管理者と協議し運用を検討してまいります。</p> <p>⑤につきましては、緊急時対応マニュアルに基づき来館者への伝達・避難誘導を行ってまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。</p>
--	--	------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------